

特別養護老人ホーム あさひ園 重要事項説明書

介護老人福祉施設（従来型個室・多床室）

**当施設は介護保険の指定を受けています。
（事業所番号 第 3270790078 号）**

当施設はご契約者に対して指定介護福祉施設サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

- ※ 当施設への入所は、原則として要介護認定の結果「要介護③～⑤」と認定された方が対象となります。
- ※ 要介護認定をまだ受けていない方でも「要介護認定調査」で「要介護③～⑤」と認定されれば入所は可能です。

◇◆目次◆◇

1. 施設経営法人	1 ページ
2. ご利用施設	1 ページ
3. 居室の概要	3 ページ
4. 職員の配置状況	3 ページ
5. 当施設が提供するサービスと利用料金	4 ページ
6. 施設を退居していただく場合（契約の終了について）	7 ページ
7. 契約者の入院時の取扱いについて	8 ページ
8. 遺留品等引取人	9 ページ
9. 苦情の受付について	9 ページ
10. 契約締結からサービス提供までの流れ	10 ページ
11. サービス提供における事業者の業務	10 ページ
12. 施設利用の留意事項	11 ページ
13. 損害賠償について	11 ページ
14. 契約者緊急時の対応について	12 ページ
15. 非常災害時の対策	12 ページ
16. 重要事項説明同意書	13 ページ

1. 施設経営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人 旭福社会
- (2) 法人所在地 島根県 浜田市 旭町 本郷 362-6
- (3) 電話番号 0855-45-8231
- (4) 代表者氏名 理事長 大倉 美知男
- (5) 設立年月日 平成12年11月6日

2. ご利用施設

- (1) 施設の種類 指定介護老人福祉施設
- (2) 施設の目的

- ① 指定介護老人福祉施設は介護保険法令に従い、ご契約者（入所者）が、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むために、必要な居室及び共用施設等をご

利用いただき、介護サービス等を提供します。

- ② この施設は、身体又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、且つ、居宅においてこれを受けることが困難な方がご利用いただけます。

(3) 施設の概要

建物の構造 鉄骨鉄筋コンクリート造 地上1階
建物の敷地面積 7,808.18平方メートル
施設の周辺環境 重富バス停より徒歩3分

(4) 施設の名称 特別養護老人ホーム あさひ園

(5) 施設の所在地 島根県浜田市旭町本郷 362-6

(6) 電話番号 0855-45-8231

(7) 施設長氏名 岡崎 浩明

(8) 当施設の運営方針

- ① 可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、施設サービス計画に基づき、食事、入浴、排泄等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与 その他の日常生活上の支援、機能訓練、健康管理及び療養上の支援を行う。そのことにより、契約者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように目指します。
- ② 契約者の意思及び人格を尊重し、常に契約者の立場に立ってサービスの提供に努めます。
- ③ 明るく家庭的な雰囲気の下、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保健施設 その他の保健医療サービス又は福祉サービスとの密接な連携に努めます。

(9) 当施設の理念

『今日も笑顔で思いやりの心』

常に入所様を一番に考え笑顔で安心信頼される介護者に。

- ① まごころ込めたゆとりの介護 ② 居心地の良い環境づくり
③ 「見守りの目」が「気づく力」を養う ④ 明るく楽しい職場作り

(10) 開設年月日 平成13年1月23日

(11) 入所定員 30人

3. 居室の概要

(1) 居室等の概要

当施設では以下の居室・設備をご用意しています。入所される居室は原則として4人部屋ですが、個室など他の種類の居室への入所をご希望される場合は、その旨お申し出下さい。但し、ご契約者の心身の状況や居室の空き状況によりご希望に沿えない場合もあります。

居室の種類	室数	備考[主な設置機器]
個室(1人部屋)	2室	冷暖房機器、ギャッチベッド
4人部屋	7室	冷暖房機器、ギャッチベッド
合計	9室	
食堂	1室	テーブル、椅子、冷暖房機器
機能訓練室	2室	ホットパック、平行棒、滑車、鏡 他
浴室	1室	一般浴、特殊浴槽、暖房器具

医 務 室	1 室	心電図計、吸引器 他
-------	-----	------------

- *上記は、厚生労働省が定める基準により、指定介護老人福祉施設に必置が義務づけられている施設・設備です。
- *この施設・設備の利用にあたって、ご契約者に特別にご負担いただく費用はありません。
- *居室の変更につきましては、ご契約者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご契約者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご契約者やご家族等と協議のうえ決定するものとしてします。
- *居室に関する特記事項：障害の形態によりご契約者が暮らしやすいように処遇等、考え会議を開きご契約者が安全に過ごせるように対応いたします。

4. 職員の配置状況

当施設では、契約者に対して指定介護福祉施設サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<配置職員の職種>

介 護 職 員

契約者の日常生活上の介護、契約者の相談・助言等を行います。3名の契約者に対して1名以上の介護職員を配置しています。

看 護 職 員

主に契約者の健康管理や療養上の世話をしますが、日常生活上の介護等も行います。常勤換算法により2名の看護職員を配置しています。

機 能 訓 練 指 導 員

1名の機能訓練指導員を配置して、契約者の機能訓練を担当します。

管 理 栄 養 士

1名の管理栄養士を配置して、食事の献立作成・栄養計算などを行います。

生 活 相 談 員

契約者、またはご家族より生活管理上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。1名の生活相談員を配置しています。

介 護 支 援 専 門 員

施設サービス計画（ケアプラン）を作成します。1名の介護支援専門員を配置しています。

施 設 長（施設責任者）

施設における統括・決定権を持ちます。1名の施設長を配置しています。

医 師（嘱託）

契約者に対して健康管理及び療養上の指導を行います。1名（嘱託）の医師を配置しています。

*職員人数に関しては 別紙「重要事項説明書付属文章」で確認をお願いします。

5. 当施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、契約者に対して以下のサービスを提供します。

当施設が提供するサービスについて、「(1) 利用料金が介護保険から給付される場合」と「(2) 利用料金の全額を契約者に負担いただく場合」があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第3条参照）

以下のサービスについては、介護保険負担割合証の「利用者負担の割合」に準じ、一部が介護

保険から給付されます。(但し、食事代・居住費 については自己負担となります)

〈サービスの概要〉

①食 事

- ・当施設では、管理栄養士の立てる献立表により、栄養並びに契約者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供し適宜適温にて提供します。
- ・契約者の自立支援のため、離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

(食事時間) 朝食 7 : 3 0 昼食 1 2 : 0 0 夕食 1 8 : 0 0

②入 浴

- ・入浴又は清拭を週 2 回行います。
- ・寝たきりでも座位式浴槽を使用して入浴することができます。
- ・契約者の健康状態等を勘案して、入浴日に入浴の可否を決めますが、入浴出来ない場合にも、状態に合わせて清潔保持に努めます。

③排 泄

- ・排泄の自立を促すため、契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

④機能訓練

- ・機能訓練指導員により、契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。
- ・機能訓練指導員 (1 名) を配置し、契約者の機能訓練を担当致します。

⑤健康管理

- ・医師 (嘱託医師) や看護職員が、健康管理を行います。

⑥その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、また適切な整容が行なわれるよう援助します。

〈体制加算〉

日常生活継続支援加算

(日常生活継続支援加算は、サービス提供体制強化加算に変更となる事があります。)

サービス提供体制強化加算

看護体制加算

夜勤職員配置加算

介護職員処遇改善加算

介護職員等特定処遇改善加算

*介護保険負担割合証の「利用者負担の割合」に準ずる。

〈個別加算〉

栄養マネジメント強化加算・個別機能訓練加算

療養食加算・経口移行加算・経口維持加算・認知症専門ケア加算

認知症行動・心理症状緊急対応加算

科学的介護推進体制加算・ADL 維持加算・褥瘡マネジメント加算

排泄支援加算・退所前訪問相談援助加算・退所後訪問相談援助加算

退所時相談援助加算・退所前連携加算

※料金表によって、契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）と食事と居住費に係る契約者負担額の合計金額をお支払い下さい。

（サービスの利用料金は、契約者の要介護度に応じて異なります。）

※契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。償還払いとなる場合、契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

※ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、契約者の負担額を変更します。

※ リハビリは、機能訓練指導員の指示のもと契約者の生活を重視しながら行います。

入所した日から換算して、30日以内の期間及び30日を超える入院後に再び入所された時、30日を限度でご負担いただきます。

〈外泊時費用〉（該当する方のみです）

※ 契約者が入院又は外泊をされた場合に、ひと月に6日を限度としてご負担いただきます。尚入院または外泊中、居住費はご負担いただきます。ただし、入院または外泊中の初日及び最終日は該当いたしません。

〈看取り加算〉

契約者が、医師の診断のもと、回復不能と診断され、家族代表に説明がなされ看取り計画の作成に同意いただき看取り介護が始まった時点から、看取り介護加算は45日を限度としてご負担いただきます。

上記のサービス利用料金（1日あたり）の金額に該当する、体制加算・個別加算の金額がプラスされます。

端数処理の関係上、実際の金額とは若干異なる場合があります。

上記表示は1割負担料金。（介護保険負担割合証の「利用者負担の割合」に準ずる。）

体制加算・個別加算・利用料金についての詳細は『サービス利用料金について同意書』に記載してあります。

（2）介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第4条、第5条参照）

介護保険の給付対象とならないサービスのうちサービス利用料金の掛かるものに関しては全額が契約者の負担となります。

〈サービスの概要と利用料金〉

①特別な食事（行事の際のお酒を含まない。）

・契約者のご希望に基づいて、特別な食事を提供します。利用料金として要した費用の実費を支払います。

②理髪・美容

・理髪サービスといたしまして、理容師の出張による理髪サービス（調髪）をご利用いただけます。利用料金として要した費用の実費を頂きます。

③貴重品の管理

・契約者等の希望又は管理が困難などやむを得ない理由がある方に対し、「あさひ園預り金規程」に基づき、現金、預貯金の通帳、印鑑、有価証券、年金証書などお預かりすることができます。また、「業務代行依頼書」に基づき支払いの代行をさせていただきます。

なお、管理料等別途徴収は致しません。

ご希望、ご要望、必要ない場合はお預かりいたしません。日常生活用品や医療費など介護保険対象外となる費用は、あさひ園が立替え、毎月当園利用料金の請求と一緒に請求させ

て頂きます。

④レクリエーション・クラブ活動

・契約者の希望により、レクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

⑤複写物の交付

・契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、ご家族よりご要望のあった複写物を必要とする場合には前もってご連絡をいただきます。

⑥日常生活上必要となる諸費用実費

・日常生活品の購入代金・クリーニング代金等、契約者の日常生活に要する費用で契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

※ おむつ代は介護保険給付対象となっていますのでご負担の必要はありません。

(3) 利用料金のお支払い方法 (契約書第5条参照)

前記(1)(2)の料金・費用は、1か月ごとに計算し通知いたします。請求月の末日までに、所定の口座に振込入金、または窓口にてお支払いください。(1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。)

(4) 入居中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、契約者の希望により下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。(但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。)

※嘱託医師(診療所)

医療機関 (所在地)	医療法人社団 上田医院 (邑智郡邑南町市木 2161-1)
------------	----------------------------------

※協力医療機関

医療機関 (所在地)	浜田医療センター (浜田市浅井町 777-12)
	公立邑智病院 (邑智郡邑南町中野 3848-2)
	西川病院 (浜田市港町 293-2)

※協力歯科医療機関

医療機関 (所在地)	大山歯科医院 (浜田市旭町今市 384-11)
------------	-------------------------

6. 施設を退居していただく場合 (契約の終了について)

(1) 退居事由 (契約書第12条参照)

当施設との契約では、契約が終了する期日は特に定めていません。従って、次項のような事由がない限り継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当施設との契約は終了しご契約者に退居していただくこととなります。

①契約者が死亡した場合

②平成27年3月31日までに入所された契約者は、要介護認定により契約者の心身の状況が自立又は要支援と判定された場合

③平成27年4月1日以降に入所された、契約者が要介護認定の更新で要介護者(要介護1～要介護2)、自立又は要支援と判定された場合と認定された場合

④事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由によりホームを閉鎖した場合

⑤施設の滅失や重大な毀損により、契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合

⑥当施設が介護保険の指定を取り消された場合、又は指定を辞退した場合

⑦契約者から退居の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）

⑧事業者から退居の申し出を行った場合（詳細は以下をご参照下さい。）

(2) 契約者からの退居の申し出（中途解約・契約解除）（契約書第13・14条参照）

契約の有効期間であっても、契約者から当施設からの退居を申し出ることができます。その場合には、退居を希望する日の7日前までに解約にかかる意思を表明ください。ただし、以下の場合には即時に契約を解約・解除し、施設を退居することができます。

①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない時

②契約者が入院された場合

③事業者もしくはサービス従事者が、正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合

④事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合

⑤事業者もしくはサービス従事者が、故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為・その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

⑥他の契約者が契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(3) 事業者からの申し出により退居(契約解除)していただく場合（契約書第15条）

以下の事項に該当する場合には当施設からの退居していただくことがあります。

① 契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

② 契約者による、サービス利用料金の支払いが3か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合

③ 契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の契約者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又著しい不信行為を行うなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

④ 契約者が、連続して3か月を超えて病院又は診療所に入院すると見込まれる場合、もしくは入院した場合（契約書第18条参照…当施設に入居中に、医療機関への入院の必要が生じた場合の対応は次項の通りです）

⑤ 契約者が当園以外の介護保険施設に入所した場合

7. 契約者の入院時の取扱いについて（契約書第17条）

(1) 検査入院等6日間以内短期入院の場合

6日以内の入院は、取扱いとして外泊と同様の扱いとさせていただきます。退院された場合は、退院後再び施設での生活が継続できます。入院中6日間以内は、1日あたり246円（1割負担の場合）の料金（外泊時費用）と居住費をご負担いただきます。

(2) 7日間以上3ヶ月以内の入院の場合

7日以上、3ヶ月以内に退院された場合、退院後再び施設に入居することができます。入院期間中7日目からは外泊時加算をご負担いただく必要はありません。ただし居住費はご負担いただきます。

(3) 3ヶ月以内の退院が見込まれない場合

3ヶ月以内の退院が見込まれない場合には、契約を解除する場合があります。この場合には、当施設に再び優先的に入居することはできません。

(4) 円滑な退居のための援助（契約書第 16 条参照）

(5) 契約者が当施設を退居する場合には、契約者の希望により、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退居のために必要な以下の援助をご契約者に対して速やかに行います。

- ① 適切な病院もしくは診療所又は介護老人保健施設等の紹介
- ② 居宅介護支援事業者の紹介
- ③ その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

8. 遺留品等引取人（契約書第 19 条参照）

入所契約が終了した後、当施設に残されたご契約者の所持品（遺留品）をご契約者自身が引き取れない場合、通常は契約書上の「家族代表」に引き取って頂きます。

当施設は、上記事由が発生した際に、家族代表に連絡の上、家族代表が所持品（遺留品）を引き取ることが出来ない事を確認した場合「遺留品等引取人」を定めていただき遺留品を引き取って頂く事も可能です。（通常は家族代表が遺留品等引取人となります）

また、引渡しにかかる費用がある場合については、契約者又は家族代表（遺留品等引取人）にご負担いただきます。

9. 苦情の受付について（契約書第 22 条参照）

(1) 当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

- 苦情受付窓口 生活相談員 麻原 拓也 又は 介護支援専門員 佐々木 真由美
- 受付時間 苦情受付ボックス（玄関に設置してあります）→ 終日
電話（あさひ園 0855-45-8231）→ 8:30～17:30

(2) 第三者委員

当施設では第三者委員会に依頼し、施設入所者の苦情相談や要望を承っています。

別紙 重要事項付属文章参照。

(3) 行政機関その他苦情受付機関

*受け付け日はいずれも平日となります。

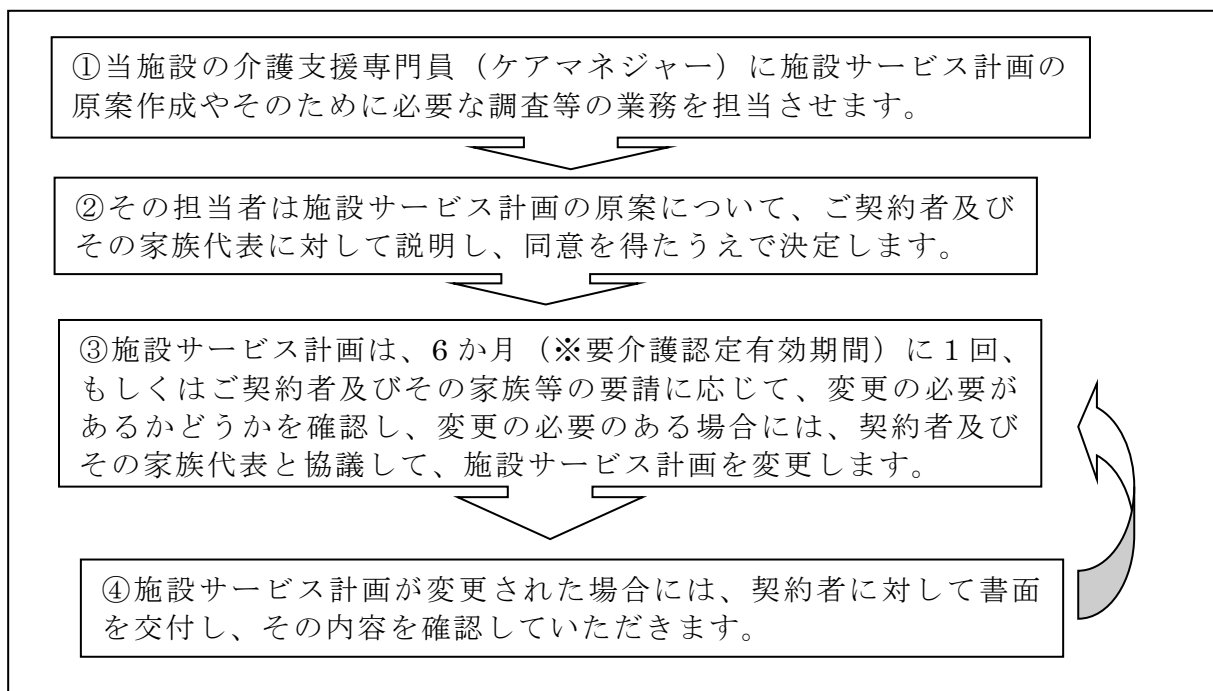
浜田市役所 (健康医療対策課)	所在地 浜田市殿町 1 番地 電話番号 0855-25-9320 (直通) 受付 8:30 から 17:15
江津市役所 (健康医療対策課)	所在地 江津市江津町 1525 番地 電話番号 0855-52-7488 (直通) 受付 8:30 から 17:15
浜田市旭支所 (市民福祉課)	所在地 浜田市旭町今市 637 番地 電話番号 0855-45-1435 (直通) 受付 8:30 から 17:15
島根県 国民健康保険団体連合会 介護保険業務課 (苦情処理)	所在地 松江市学園一丁目 7 番 1 4 号 電話番号・FAX 0852-21-2811 受付 9:00 から 17:00

島根県社会福祉協議会 運営適正委員会	所在地 松江市東津田町 1741-3 電話番号・FAX 0855-32-5913 受付 8:30 から 17:15
浜田地区広域行政組合 (介護保険課)	所在地 浜田市殿町 1 番地 電話番号 0855-25-1520 受付 8:30 から 17:15

10. 契約締結からサービス提供までの流れ

契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、入所後作成する「施設サービス計画（ケアプラン）」に定めます。

「施設サービス計画」の作成及びその変更は次の通り行います。（契約書第 2 条参照）



11. サービス提供における事業者の義務（契約書第 8 条参照）

当施設は、契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ① 契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ② 契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、契約者から聴取、確認します。
- ③ 契約者が受けている要介護認定の有効期間満了日の 30 日前までに、要介護認定の更新にかかる申請のために必要な援助を行います。
- ④ 契約者に提供したサービスについて記録を作成し、2 年間保管するとともに、契約者又は家族代表の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ⑤ 契約者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。
ただし、契約者又は他の契約者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合や代替性のない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより一時的に身体等を拘束する場合があります。
* やむを得ない場合で身体拘束を行う場合は、理由、方法等について明確にして契約者・家族に説明をして同意をもらい確認をします。
- ⑥ 事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知

り得た契約者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。(守秘義務)

これについては事業者及びサービス従事者又は従業員の退職後も同様いたします。(守秘義務の継続)

ただし、契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。

また、契約者の円滑な退所のための援助を行う際には、あらかじめ文書にて、契約者の同意を得ます。

12. 施設利用の留意事項

当施設のご利用にあたって、施設に入所されている契約者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

(1) 持ち込みの制限

入所にあたり、以下のものは原則として持ち込むことができません。

危険物、騒音を伴うもの、異臭を放つもの、生物 等、他者に迷惑に係る可能性が高いもの。

(2) 面会

面会時間 8:00 ~ 20:00

1. 食事時間に、ご一緒に お食事をとられるのは、構いません。

2. 来訪者は、必ずその都度職員に届け出て面会簿に記載ください。面会簿は「事務所に設置しています。

3. なお、来訪される場合、「生もの等」の持ち込みはご遠慮ください。

(面会者の方とご一緒に、お召し上がられる場合は、職員に一言、お申しつけください。)

(3) 外出・外泊 (契約書第 21 条参照)

外出、外泊をされる場合は、2 日前までにお申し出下さい。

(4) 食事

食事が不要な場合は、2 日前までにお申し出下さい。2 日前までに申し出があった場合には、重要事項説明書 5 (1) に定める「食事に係る自己負担額」は減免されます。

(5) 施設・設備の使用上の注意 (契約書第 9 条参照)

○居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。

○故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。

○契約者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、契約者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。但し、その場合、契約者のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。

○当施設の職員や他の契約者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

(6) 喫煙

施設内の指定場所以外での喫煙はできません。

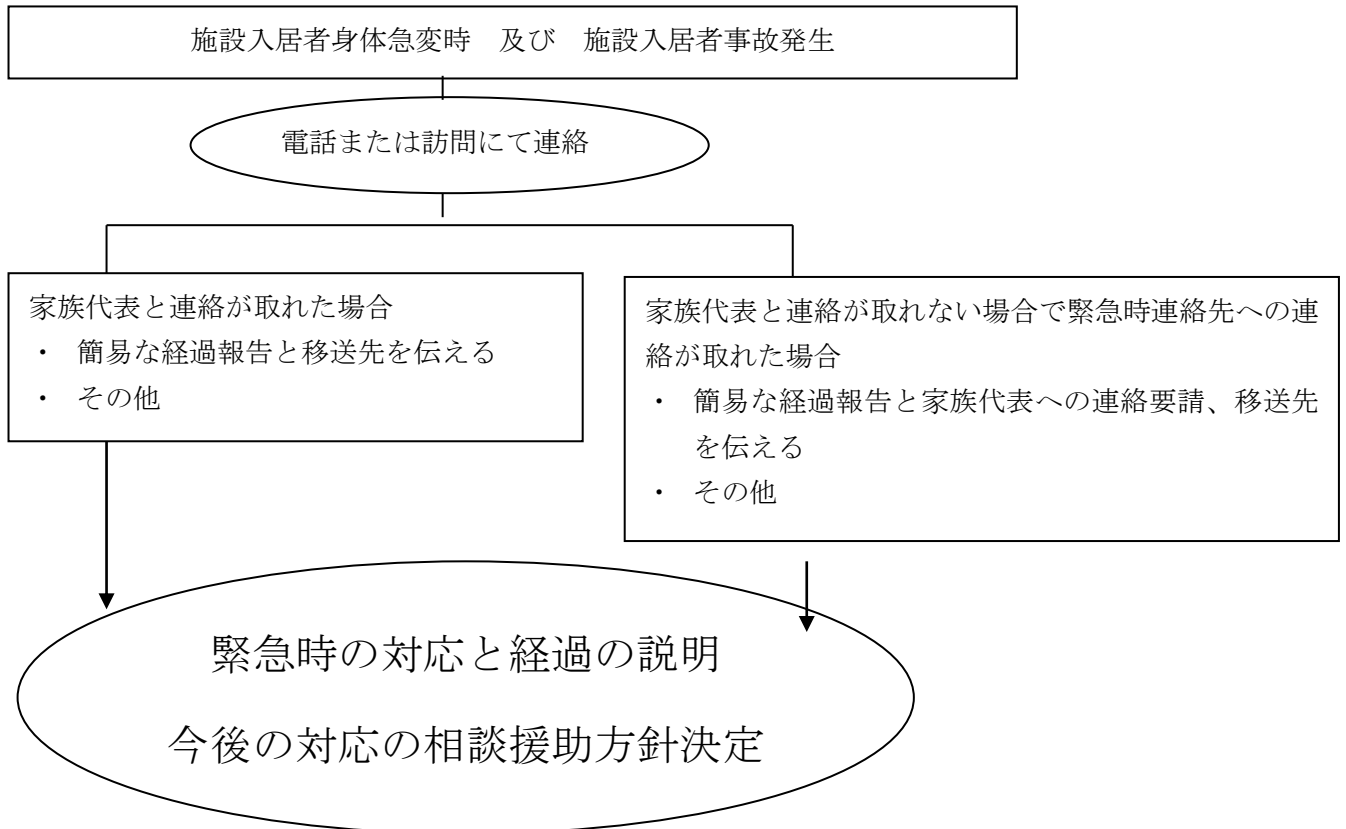
(7) 第三者評価について

実施をしていません。

13. 損害賠償について (契約書第 9 条、第 10 条、第 11 条参照)

- (1) 当施設において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします
- (2) ただし、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

14. 契約者緊急時の対応について（契約書第 21 条参照）



15. 非常災害時の対策

(1) 非常時の対応

社会福祉法人旭福社会防災計画により近隣住民との連携により対応します。
災害時は防災マニュアルに準じて、災害ごとに決められている対応方法で臨機応変に対応をする。

(2) 消防計画等

消防署への消防計画書を提出し、その指導の基で防災に関し常に職員に対して指導訓練を実施し、その確立に努めています。

